

## ○漏水があった場合

水道検針により、漏水の疑いがあると連絡を受けた場合、宅地内の蛇口から水道メーターまでの漏水の可能性がありますので、修繕は銚子市指定給水装置工事事業者(7ページ参照)に依頼してください。

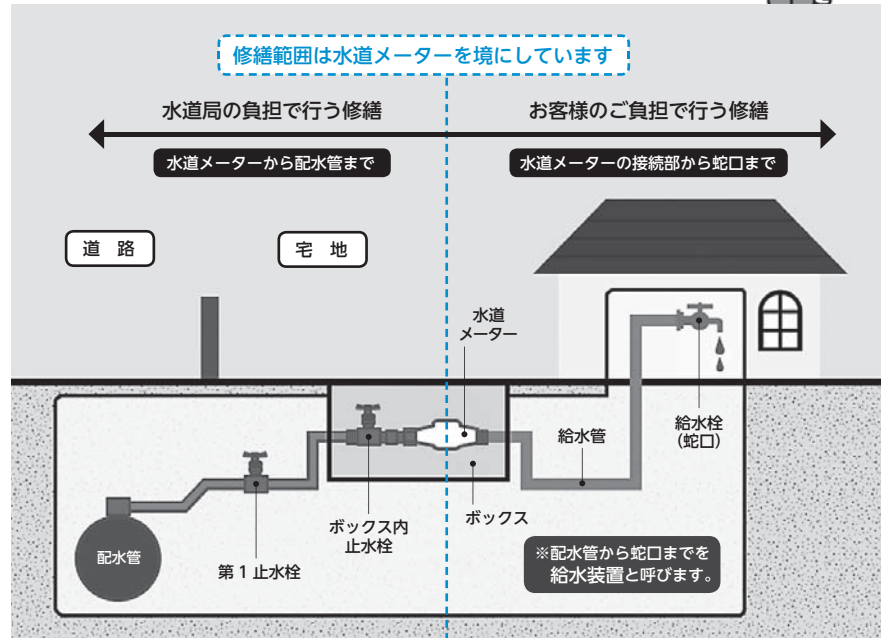
水道メーターより配水管までの漏水を発見した場合は、水道局工務室(☎0479-22-7783)へご連絡ください。

集合住宅などの場合は、公道から最も近い宅地内の止水栓(第1止水栓)から配水管までを水道局で修繕します。

漏水時の水道料金について、一定の基準を満たす場合に限り、漏水量の一部について水道料金を減免することがあります。

詳しい内容は、水道料金センターにお問い合わせください。

■問合せ 水道料金センター ☎ 30-3131



※給水装置はおお客様の財産です

- 宅地内の水道の工事や修繕をするとき、
- 水道を増設するとき、
- 家屋解体の際の水道撤去のときは、



〳〳 銚子市が指定する給水装置工事事業者に依頼してください。〳〳

